

水産政策審議会資源管理分科会

第102回議事録

水産政策審議会第102回資源管理分科会  
議事次第

日 時：令和2年8月6日（木）10:30～11:12

場 所：三番町共用会議所 2階 大会議室

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第333号 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更（令和2年  
漁期のすけとうだらオホーツク海の海域の漁獲可能量の改定等）  
について

【報告事項】

- ・漁獲可能量留保枠の配分について
- ・第2種特定海洋生物資源に係る漁獲努力量について
- ・改正漁業法に基づく政省令の公布について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 予定の時刻になりましたので、ただいまから第102回資源管理分科会を開会いたします。

私、事務局を務めます、管理調整課長の廣野と申します。どうぞよろしくお願いたします。

皆様の前にはマイクがございます。御発言の際には挙手を頂き、マイクの電源を入れてから発言をお願いします。また、ウェブ会議で御出席の方におかれましては、スカイプのマイク機能をオンにして御発言ください。それ以外のときはミュートの状態でお願いたします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は、資源管理分科会委員9名中6名の方が会場の出席、また3名の方がウェブで出席とされておまして、定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立しております。

では、次に配付資料を確認いたします。出席の方、お手元の配付の中の資料ですが、まず議事次第がございます。その次に資料一覧がございます。進行中でも構いませんので、不足がございましたら事務局の方にお申し出いただければと思います。

報道関係の方におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、ここで、水産庁の幹部職員に異動がありましたので御紹介いたします。

企画課長の押切でございます。

○企画課長 この3日付で企画課長に参りました押切です。どうぞよろしくお願いたします。

○管理調整課長 よろしくお願いたします。

それでは、山川分科会長、議事進行をよろしくお願いたします。

○山川分科会長 皆さん、本日は、お暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、議事に入ります前に、本日の分科会の開催について御説明させていただきます。

皆様御承知おきのとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大がまだまだ収まり切らない、そういう状況下ではございますけれども、この資源管理分科会はTAC等の審議をするということで非常に重要な会議でございますので、不要不急の会議ではないという、そういう判断

で開催させていただくということにいたしました。

遠隔地からの長距離移動を防止するという、そういう観点から、委員及び特別委員の方々にはオンラインからの参加もしていただけるというふうにしてございまして、本日、こちらの画面から6名の方が、オンラインでの参加ということになります。よろしくお願いいたします。

では、座って議事に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、諮問事項が1件、報告事項が3件でございます。議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、当資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより諮問事項に移ります。

まず最初の諮問第333号、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更（令和2年漁期のすけとうだらオホーツク海の海域の漁獲可能量の改定等）についてです。

事務局から資料の御説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の魚谷でございます。よろしくお願いいたします。

資料2をよろしくお願いいたします。

まず諮問文を読み上げさせていただきます。

2 水管 第914号

令和2年8月6日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 江藤 拓

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の変更について（諮問第333号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（令和元年12月4日公表。以下

「基本計画」という。)に、別紙の変更を加えたいので、同条第8項の規定及び同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

この資料2の3ページ以降に基本計画の変更についての新旧対照表を付けてございます。説明の方は、この資料2の9ページ以降に沿いまして行ってまいります。

今回の諮問は、令和2年漁期のスケトウダラ・オホーツク海南部の漁獲可能量の改定についてということでございます。このスケトウダラ・オホーツク海南部の漁獲可能量については、3月の水政審の方で、全体でいいますと5万5,000トンというTACを設定しております。

この、すけとうだらオホーツク海南部の資源につきましては、主な産卵場がロシア水域にあるということで、いわゆる「またがり資源」として、これまでも我が国の水域への来遊状況に年変動があるということを考慮しまして、来遊状況が良好な場合に対応できる数量ということで、近年の最大漁獲量をベースにTACを設定してきているところでございます。また、漁期中の漁模様に応じて期中の改定というのも随時行ってきておりまして、前漁期、平成31年漁期におきまして、昨年10月及び今年の3月にそれぞれ期中改定をしてTACを増やしているという経緯もございます。

それで、今漁期、4月以降の沖合底びき網漁業の漁獲量につきまして、6月時点で過去最大規模の3万7,515トンに達している。この状況からすると、設定したTAC、そのうちの5万5,000トン、そのうち沖合底びきの5万4,900トンの配分量でございますけれども、これを上回ることが予想されるということで、TACの改定を行うという趣旨でございます。

今後の令和2年度、今漁期の末までの漁獲量、予想の漁獲量の考え方ということで、2の(1)、(2)に示してございますけれども、4月から6月までの漁獲実績が3万7,515トンでございます。7月から3月まで9か月分の漁獲量を予想するわけでございますけれども、こちらについては近年の最大値、こちらが前漁期、平成31年漁期の2万6,721トンというものを予想漁獲量として採用しまして、これらを足した数量6万4,236トン、これを今漁期の予想漁獲量としております。

こちら、「シェアの見直しについて」という文書に基づきまして、1,000トン未満を切り上げて、知事管理分に相当する量を含めて6万5,000トンをTACとするということでございます。配分につきましては、知事管理量が100トンということで、沖合底びき網漁業

については6万4,900トンという形となります。

1枚めくっていただいて、近年の直近5漁期分のTACの推移が示してございます。この資料、ちょっと数字に誤りがございまして、訂正いただければと思うんですけども、オホーツク海南部の平成31年の数量として5万5,000トンと入ってございますけれども、これは、正しくは5万8,000トンでございます。昨年漁期については、当初5万3,000トンでTACを設定したものが、10月に5万5,000トンに増枠し、今年の3月に5万5,000トンから5万8,000トンに期中改定を行っております。

続きまして、最後の11ページにつきましては、配分の考え方についてお示ししているものでございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

田中委員。

○田中委員 田中です。

中身について何か異存があるわけでは全くないんですけども、この資源は我が国としては、多分、シェードストック。ストラドリングストックではないという位置づけだと思うんですけども、そうすると、9ページの書き方が何となく、1は「本資源については、我が国水域への来遊状況に」というと、まるで何か向こうからやってくるような印象があるので、ちょっと今後書き方を工夫していただきたいというお願いでございます。

○山川分科会長 御意見いただいたということで、よろしくお願いたします。

ほかにもございますでしょうか。

リモートの方々もよろしいでしょうか。

特に御意見ございませんようですので、スケトウダラ・オホーツク海海域のTAC改定につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第333号について、確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

答申書

令和2年8月6日

農林水産大臣 江藤 拓 殿

水産政策審議会

会長 山川 卓

令和2年8月6日に開催された水産政策審議会第102回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第333号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の変更について

それでは、この答申書を藤田資源管理部長にお渡しいたします。

(分科会長から藤田資源管理部長に答申書手交)

○山川分科会長 では、続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告事項が3件あるということです。

まず、漁獲可能量留保枠の配分について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資料3をお願いいたします。

こちら、漁獲可能量留保枠の配分についてということで、こちらについては、マアジ、マイワシ並びにマサバ、ゴマサバの留保枠の配分に関連して、昨年12月の第98回の資源管理分科会の方でお認めいただいた配分のルール、要は、配分数量の75%に達したときに、一定の考え方でその後の漁獲量を予想して、その分を水政審への諮問、答申を経ずに配分できるようなルールについてお認めいただいたということで、これに則って配分が行われたということの御報告でございます。

こちらについては、前回も大中型まき網に対してマイワシ、宮崎県に対してサバ類の追加配分を行ったという御報告をさせていただいております。

1ページめくっていただいて、今回は島根県の方に対して、マイワシを1万トン留保から配分をしたということの御報告でございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。

リモートの方々もよろしいでしょうか。

○井本特別委員 発言、よろしいですか。

すみません。本日の留保枠には直接関係しないんですけれども、本日の報告事項の中にも、最後に改正漁業法についてあるんですけれども、12月1日に改正漁業法が施行されますと、2021年1月から新しい漁業法の下でマイワシとマアジの資源管理が開始されます。特にマイワシ対馬暖流系群については、研究者からも不確実性の高い資源だというふうに説明を受けております。福岡でのステークホルダー会議では、目標管理基準値が99万トン、平均漁獲量の予測が31.6万トンという非常に高い数字が示されておまして、それを実現するためには、来漁期は非常に厳しいTACの数量になると聞いておりますが、陸上の処理能力から考えますと、それが現実的な数字なのかということで、境港では疑問の声も聞かれております。

前日も文書で提出させていただいたんですけれども、本年の山陰沖では休漁や漁獲規制等も行いました。こういった状況が的確に反映されているかなど、漁業者の資源評価に対する不信感というのは拭えておりません。また、昨年からの系群別管理であるとか、今回のMSY基準の導入等、2年の間に国のTAC管理の方針が立て続けに変更されたことでありますとか、MSY資源評価以前に従来の手法でも浮き沈みの激しい評価がされておりますので、対馬暖流系群のマイワシが不確実性の高い資源であるということを考慮していただいて、激変緩和措置等、現場が困らないような柔軟な対応をお願いしたいと思っております。

以上です。

○山川分科会長 井本特別委員から、このような御意見がございましたけれども、水産庁から御説明がございますでしょうか。

○資源管理推進室長 井本特別委員から御発言がありましたように、マイワシ、マアジについては、来年の1月1日から新たな枠組みの下での管理ということになるということで、先週、先々週ですか、第1回目のステークホルダー会合を開催したところでございます。特に、マイワシ対馬暖流系群については、御紹介のあったような議論がございました。

今後、資源評価について8月ぐらいにアップデートがなされて、その結果も踏まえて9



月ないし10月に第2回目のステークホルダー会合を開催する予定となっております。そういった流れの中で、頂いた御意見も踏まえて議論、検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。では、よろしく願いいたします。

ほかに御意見ございますでしょうか。

では、特に御発言がなければ、次の報告事項に移りたいと思います。

第2種特定海洋生物資源に係る漁獲努力量について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資料4をご覧ください。こちら、第2種特定海洋生物資源に係る漁獲努力量、いわゆるT A Eの御報告でございます。平成31年漁期、前年漁期の御報告でございます。

通常、このT A Eの御報告、年度末前後の水政審の方で毎回報告させていただいているところなんですけれども、前回、前々回と議題が盛りだくさんで時間も限られていたということで、今回、ちょっと後ろ倒しして御報告させていただくということでございます。

この31年漁期のT A Eの実績について、各資源について、この表にお示ししているとおりの結果となっているということでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。

質問1つ、漁獲努力量、相当減っているみたいなんですけれども、その割には理論どおり魚が増えていないような気がするんですが。サワラは増えていますが、とトラフグとか、イカナゴもそうですけれども、何か海洋環境の影響で、なかなか日本の場合、理論どおりいかないのかと思いますけれども、増えているのは、この中でサワラのほか、何かありますでしょうか。

○山川分科会長 いかがでしょうか。事務局の方で……。

○資源管理推進室長 明確にどれがT A Eの効果でここまで増えていますというのを、ち

よつとこの場で具体的に、あるいは定量的に御説明するというのは難しいんですけれども、T A Eの設定の考え方として、近年は、資源管理指針によって、減船なり休漁なり保護区設定というような措置が行われる場合に、その効果の阻害となる努力量の増加を抑えると、補完的な位置付けといったこともあり、また、ほかの魚種の漁獲にも影響するというところで、期間なり海域を限定して設定してきているという事情、状況はございます。

改正漁業法では、基本的に資源管理は数量管理が基本ということになり、T A E自体、現行のT A Eの制度というのはなくなるわけですがけれども、一方で改正漁業法の8条の5項で、配分された数量、総量の管理を行うことが適当でない認められるときは努力量換算で制限していくというような形として残っているというか、そういう努力量管理の考え方も、新しい漁業法の中では維持されているということでございます。

そういった中で、今後、そういう数量の制限からくる努力量という形での運用となっていくと考えてございますので、今後、新しいT A C魚種なりを検討する際に、こういった、これまでやってきたT A Eを含むいろんな措置がどういう効果があったのかということ踏まえながら、今後の管理の仕方について検討していくということになるのではないかと考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

山内委員。

○山内特別委員 山内でございます。ありがとうございます。

今の田中先生の御質問に少し近いんですけれども、今後、その数量管理にひも付いた努力量管理になったり、数量管理に移行したり、ということがあると思うんですけれども、今のT A Eで管理されている魚種の、そういったプロセスというのは、こういった形で、今後どのぐらいのタイムスパンで先が見えてくるといいますか、決定していくものになるんでしょうか。

○山川分科会長 魚谷資源管理推進室長、よろしく申し上げます。

○資源管理推進室長 現行のT A C魚種については、改正漁業法施行後、新しい漁期を迎えるものから、順次新しい枠組みでのT A C管理ということになります。今後、T A C管理魚種、増やしていくという方向で議論をしていくわけですがけれども、それについて、現在、いろいろ、今後のスケジュールとか進め方について、水産庁の方で検討しているところ

ろでございまして、準備が整えば、また、水政審の方にも今後のスケジュール、進め方について御説明できるようになると思います。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

リモートの方々もよろしいでしょうか。

では、特にほかに御発言等ございませんので、次の報告事項に移りたいと思います。

改正漁業法に基づく政省令の公布について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○企画課長 資料の5に基づきまして御説明をしたいと思います。

改正漁業法に基づく政省令が所要の経路を辿りまして先月8日に公布をされました。そちらの主な内容は別紙にも書いてありますけれども、資源管理関係を含めて大きく5分類の内容となっております。

その下にありますように、全体の改正漁業法自体の施行日、これも令和2年12月1日と定める政令が、この改正漁業法の政省令と同時に公布をされているというところがございます。

1枚めくっていただきまして、2ページ以降で簡単に御説明をさせていただきますと、まず資源管理の関係では、皆さん御案内のとおり、今回の法改正によりまして、TAC法を廃止して改正漁業法の中で一本化したということですので、政省令に関しても必要な規定の整理、統合を図ったということがございます。

3ページ目に行っていただきますと、漁業の許可関係でございますが、こちら、従前指定漁業と特定大臣許可漁業という形になっておりましたものを、大臣許可漁業ということで一本化したということがございますので、これに必要な規定の整備をしたということがございます。

4ページ目に行っていただきますと、中段辺りですが、海面の利用の関係ということで、その中では、今回から資源管理の状況の報告を頂くということになってございますので、その報告内容など、そういうものについて省令で整備をさせていただいたということになってございます。

5ページ目です。漁業協同組合の関係で会計監査を今回から導入をするということになっておりますので、それに必要な規定を整備しておりますが、これに関しましては、十分

な移行期間を設けるという趣旨で、令和6年4月1日からという形になってございます。

その他関係ということになっておりますが、海区漁業調整委員会の委員の選任の仕方が従前の公選制から知事の選任制へということでございます。

最後、罰則の強化ということで、こちら、密漁対策という趣旨で今回罰則の適用、罰金などを今回つくっているということで、こちらに関しても必要な省令の整理を行ったということでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

高橋委員。

○高橋特別委員 ただいまの説明はよく分かりました。

1点、質問なのか意見なのか、ちょっと定かではないんですが、漁業法の41条の第1項第6号に該当する者の基準及び勧告の指針についてというものがあって、12月1日から新しい改正の下でやるということなんですが、いわゆる許可を受ける適格性についてということです。この中で、簡単に言えば、3年間連続赤字ということになれば勧告を与えて、最終的には従わなければ漁業許可証を没収だと、こういうことになるんだと思いますけれども、その中で、全ての漁業種の中で、乗組員1人当たりの生産性、生産量と生産額、これの向上を求めるんだと、こういうふうになっております。これまでは資源管理という下で、簡単に言えば魚をあまり獲らず資源保護しなさいと言ってきたものが、12月1日以降、1人当たりの生産量を上げなさい、全体の生産量を上げなさい、こういうこと、それから生産額も上げなさいということは、魚を獲りなさいと、こういうことになるといように思います。

この中で、例えば沖底なんかの場合は曳網した回数を増やせということなんだと思いますけれども、1回の網の生産量、それから生産額というものを向上させなさいというような形になっていくということでお伺いをしているんですが、今まで乗組員1人当たりの生産量、それから生産額を向上させろというような、もう完全な政策の方向転換をしているという理解でいるんですが、そのとおりでよろしいのかということです。

漁船の場合は、新船であればあるほど戦闘能力の高い業界というのが結構在るわけです。やはり新しい船が、生産能力が非常に高い。高船齢になって、どんどん年数がたてばたつ

ほど、いわゆる戦闘能力が落ちて生産性が悪くなる、こういう状況になる。それから、乗っている乗組員も高齢化をしておると、当然その中での生産性が落ちてくる、こういうことになるでしょうし、技能実習生で乗っている皆さん、これを乗組員というカウントをするのか、しないのか、様々な詳細、細かい部分というのが結構あって、これらについてどのような今後検討をしていくのか。まだ12月1日という日まで若干日にちはありますけれども、この辺の論議というのは、どこでどのような形でやっていかれるのか。

乗組員というのは、日本人であれ外国人であれ、現在の漁船マルシップ、それから特定技能の1号生については、これは完全に労働者という形で乗せていますので、これらについては乗組員というカウントが多分できるんだと思いますけれども、技能実習生は乗組員ではありません。あくまで実習生という形で乗船していますので、そうすると、乗組員1人当たりの生産性というのはどこでカウントするのか、この辺がよく分からないということと、指標値というものはいずれつくるんでしょうけれども、この指標値というのは何で割り出すのか。過去5年間なのか、3年間なのか、それとも、その地域の平均で出すのか、全国平均で出すのか、この辺が全く分からないという、これを今後どうするのか、教えてくださいなというように思います。

私の方からは以上です。

○山川分科会長 では、廣野管理調整課長、よろしくお願いします。

○管理調整課長 ありがとうございます。いろいろ誤解があるような感じがするので、ちょっと仕組みを含めて御説明したいと思います。

まずは、基本的には漁業の許可を受けて漁業を営む皆さんは、しっかり経営が継続できるような黒字が出せる形でやっていただくというのが重要だということでございますので、今言われたところですが、黒字がちゃんと続いていれば、それはそれだけで、それ以外の今言われたような乗組員当たりとかいう話にはなっていないです。基本的にはちゃんと経営していただいて、資源管理をしっかりと組みながら、魚価の向上とかいうのは当然のこととして、利益を出していただくというのが続いている経営体であれば、それはそれで決算書を出していただくということで確認しようと思っておりますが、それでオーケーです。

仮にそれが続けて赤字が続いているようなところについては、国としても許可を与えて魚を獲っていただいている以上、その経営をしっかりと継続していただく必要があるということから、経営の向上に取り組んでいただきたいということでございまして、そのときに

初めて、言われたような乗組員当たりですとかの手法でもって、1つだけじゃないんです。乗組員当たり必ずということではなくて、経営の向上、黒字化するために何に取り組むんですかということについて計画を立てて取り組んでいただくという指導をし、勧告をしていくということですので、今言われたような、資源管理も無視してどんどん獲れというふうに政策を変えたとかいうことは、全くそうではないというふうに申し上げたいと思います。

水揚げの単価を上げて水揚げ金額を上げていくこととか、経費を下げた利益を確保していく、両方ともそれは黒字化のために必要なことですので、別に量を獲るだけ、資源管理を無視してどんどん獲れということでは決してないということを申し上げたいと思います。

また、今言われたような乗組員の考え方ですとか、そういうところも含めて、我々の方は、生産者団体の方とはどういう運用をするのかというお話をしながら来ておりますけれども、また高橋委員の方にもお話、詳細についてはこの場で全部紹介するのは難しいと思いますので、資料もございませんので、また御説明さしあげたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

○高橋特別委員 はい、分かりました。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

ほかにリモートの方々もよろしいでしょうか。

では、特にございませんでしたら、次のその他に移りたいと思います。

その他ですけれども、何かございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 前回かその前か、ちょっと忘れましたがけれども、中規模漁船と言われる漁船に対する安全担保ということですが、我々、今でも認めているわけではございませんけれども、安全対策上、国交省の方は省令化をして一つのものが出てきたということなんです、私の方では5点ほど、水産庁の方から安全担保ということでお話を受けているんですが、水産庁のホームページを見ても、どこを見ても一切出ていない。水産庁がどのような考え方でいるのか、法律さえ通ればそれで終わりだ、いいんだということなのか、その後、安全対策について我々のところに意見という、我々に対して言った5つの問題について、その後どのような形になっているのか、教えていただきたいということです。

○山川分科会長 水産庁の方から、黒萩増殖推進部長。

○増殖推進部長 高橋さんと一対一でお話ししてもいいような内容なのかもしれませんが、5つ、今回の中規模漁船の安全を確保しながらなんですけれども、規制緩和をしたということでございまして、それについて様々な制度を導入した船についてはモニタリングをするであるとか、もろもろの……

○谷委員 すみません。音声が届いてこないんですが。

○増殖推進部長 聞こえませんか。

○管理調整課長 確認しますので、ちょっとお待ちください。

○事務局 今、どうでしょうか。

○谷委員 今、大丈夫です。

○事務局 失礼いたしました。

○増殖推進部長 じゃ、最初からもう一回言います。

中規模漁船につきましては、国交省の省令を改正いたしまして、安全を確保しながら規制緩和をするということが事実上決定しているわけでございます。それに加えて、更に安全性を高めるために5点ほど、全日海さんに提案をしたということでございます。

詳細につきましては、ここでは申し上げる必要はないと思いますけれども、例えば1つについては、その緩和した制度の適用になった船については、毎回定期的にそれをモニタリングして関係者で協議をするというようなことが1つありました。それにつきましては、まだ現段階ではそういう事態が生じていないので、まだできないわけですが、あと、生産者団体に対して安全確保のための指導を行うとかいうことなどがございました。全くあのとき、当時全日海に提案したお話を忘れていたわけではございませんので、今後ちゃんと対応していきたいというふうに考えております。

講習会とか研修とか、そういうのが安全性の確保のためにあるわけなんですけれども、御存じのとおり、このコロナ禍の中で、その研修施設において、コロナへの対応のちゃんとした形がまだできていないとか、国交省の方からはそういった話も聞いております。ちょっとこんな状況ですので、適用は遅れがちになっていくというふうに考えておりますが、どういった状況かにつきましては定期的にお話をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

○高橋特別委員 自ら言ったことは、やっぱりきちんと守ってもらわないとですね。先ほ

ど冒頭で申し上げましたとおり、我々、認めたわけじゃございませんけれども、自らが言ったことについては経過報告するべきだということで、そういう約束はちゃんとしっかり守っていただきたいということで、今守るということですから、それを実行していただければというふうに思います。

私の方からは以上です。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

リモートの方々も、その他はよろしいでしょうか。

谷委員から御発言があるようです。

○谷委員 議事内容のこと、報告の件については特に異議もございませんでしたけれども、今回、私もリモートでの参加ということで、初めて参加をさせていただいた中で、先ほどもちょっと音声途切れたということをお願いしたんですけども、発言をされる方によって、物すごく話が聞きづらかったりというのがかなり顕著に出てきているんです。今日で申し上げますと、高橋委員、もうちょっとマイクの使い方なり、そういったところをちょっと気遣っていただいて、せっかくいいお話をされていると、私もはっきりと聞きたかったんですけども、なかなかぼそぼそというような感じでよく聞き取れなかった。

今後、どうしてもコロナ禍というのがまだまだ続くような状況ではございますので、できればそういったところにも気を配った会議の進行をしていただければなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

このような会議の形態は今後も続くということが予想されますので、私も含めて肝に銘じたいと思います。委員の皆様方も、御協力よろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、次回会合の日程について事務局から御案内、よろしくお願いいたします。

○管理調整課長 今ありました会議の進行の件は、練習なんかも含めて必要かと思いますが、我々としてもしっかりやっていきたいと思っておりますし、個人的にも思っておりますが、この状況は電話が初めて世の中に出てきたときと同じように、人類がこの環境に適応していかなければいけないということだと思いますので、練習して慣れていくしかないのではないかと思います。よろしくお付き合いをお願いいたします。

次回の資源管理分科会でございますが、9月中旬を目途に考えております。何か緊急の



用があれば、この限りではございません。

日程につきましては、後日事務局から調整させていただきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 以上で、本日予定しておりました議事につきましては、これで全て終了いたしました。

これもちまして本日の資源管理分科会を終了させていただきます。

大変お疲れさまでございました。どうもありがとうございました。